

政府首相

番号: 1225/QĐ-TTg

ベトナム社会主義共和国
独立—自由—幸福

ハノイ、2019年9月17日

決定

2019年-2025年協力強化及び外国非政府組織援助促進に関する
国家プログラムの公布について

政府首相

2015年6月19日付政府組織法に基づき、
政府の作業規則の公布に関連する2016年10月1日付け政府政令番号
138/2016/ND-CPに基づき、
外国非政府組織事業委員会委員長の提案に基づき、

決定

第1条 本決定に付属される2019年-2025年協力強化及び外国非政府組織援助促進に関する国家プログラムを公布する。

第2条 本決定は、署名日から有効する。

第3条 大臣や省レベル機関、政府機関の長官、地方省や中央直轄市の人民委員会委員長、外国NGO事業委員会委員長、関係機関・組織の長官は、この決定を施行する責任を負う。

送付先:

- 党中央書記局
- 首相、各副首相
- 各省庁、省レベルの機関、政府機関
- 省や中央直轄市人民委員会
- 中央党事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 外国NGO事業委員会
- ベトナム友好協会連合
- 各大衆組織中央機関
- 政府官房：主任大臣、各副主任 Mai Thi Thu Van,
首相アシスタント, 総務局
- 控え：文書管理室、国際関係局

首相代理
副首相

ファム・ビン・ミン

国家プログラム

2019年-2025年協力強化及び外国非政府組織援助促進に関して
(首相の2019年9月17日付け1225/QD-TTg号決定に従い公布される)

第1部

プログラム内容

I. 作成の根拠文章

2019年-2025年協力強化及び外国非政府組織援助促進の国家プログラム（以下、2019年-2025年国家プログラムという）は、以下の主要な文書を根拠に作成される。

- ベトナム共産党第12回全国大会の文書
- 2011年-2020年経済社会開発戦略
- 2011年-2020年持続可能な開発戦略
- 2016-2020年経済社会開発5か年計画に関するベトナム社会主義共和国国会の2016年4月12日付142/2016/QH13号決議
- 2030年までビジョンや2020年まで国際統合の総合戦略の承認に関する首相の2016年1月7日付40/QD-TTg号決定
- 持続可能な開発を目指す2030アジェンダを実施するための国家行動計画を公布する首相の2017年5月10日付622/QD-TTg号決定

II. 実現原則

1. ベトナムはベトナム人と世界各国の国民との友好協力関係促進、世界平和強化に貢献しようとする人道、開発活動を目的とする外国 NGO とドナーの活動を奨励し、便宜を図っている。

2. 外国 NGO とのベトナムにおける協力活動展開において、当事者と国民参加の公開性、透明性、説明責任を確保する。

3. ベトナムの外交路線、政策に基づいて、外国 NGO とドナーとの協力関係を構築・強化する。

4. 外国 NGO 援助の促進と受入れは、ベトナムの法律や各段階におけるベトナム国家の開発政策の方向性、省庁・部門・地域の特定分野における方向性と優先順位と一致しなければならない。

III.プログラムの目標

1. 総合目標: 世界各国とベトナム国民の関係の促進を目指して外国 NGO との協力を強化し、援助の効果を向上し、貧困撲滅、持続可能な経済社会開発に貢献す

2. 具体的な目標

a) 外国 NGO、ドナーとベトナムとの友好協力関係を強化、拡大する。

b) 外国 NGO の援助額と効果を維持、向上する。

c) 各国の友人にベトナム党と国家の外交政策、国際統合と国家建設の路線を理解させる。

II.協力優先内容

1. 分野による優先の方向性: 外国 NGO が優位性をもち、ベトナムの優先事項に合う分野である。

a) 教育訓練

- 農村部・遠隔地・少数民族居住地域の幼稚園・小・中学校の教師や障害児の教師を優先対象に各学級教師の育成を支援する。

- 教育インフラ開発: 学校建設を補助し、各レベルの教育施設のインフラを改善する。少数民族向けの合宿学校、寄宿舎を建設する。各学級の要求に適した図書館システムを開発する。

- 教育交流を行い、外国語教育を支援し、専門集中訓練学校と小・中・高校へボランティア専門教師を派遣する。

- 経済的に困難な学生、特に少数民族の学生に国内外学習の奨学金を与える。

- 小・中・高校、特に農村部・山岳地域・遠隔地・少数民族地域にある学校に IT 教育を支援する。

- 近代的な教育カリキュラム作成を支援し、品質検定、評価システムの強化を支援し、奨学金を提供し、交流・連携・教育協力・科学研究・技術移転を強化し、育成と実践を結びつけ、学校と企業との連携を強化する等。

b) 医療:

- 医療幹部の育成: 経験共有、方法・業務の交換により医療幹部の育成を支援し、医療幹部に国内外学習の奨学金を与える。

- 医療インフラ開発: 中央病院、地方省レベルの病院、郡レベルの医療センター、村診療所の改善、建設を行い、設備、機材、技術移転を提供する。

- 国家目標の保健プログラム実施の支援: HIV/AIDS 防止活動や HIV/AIDS 患者への支援と治療を行う。麻薬による被害を防止、削減する。麻薬の危険性の宣伝を行う。安全な避妊法利用を宣伝する。家族計画、出産制限、人口意識の宣伝、向上、産婦健康の世話、母子死亡率の減少を目指している。

- 栄養失調防止プログラム、特に母親、児童の栄養失調の防止を支援し、児童の近視進行予防、食品衛生安全改善を支援する。

- 臨床試験・感染症の研究プログラム実施や経験交換や大規模な流行の伝染病の対応。防止のための技術移転を支援する。

- 感染症管理センターの能力の養成、向上を支援する。

c) 職業の育成訓練

- 農村部、都市化地域、工業化地域、都市郊外を中心に職業の育成訓練を支援する。

- 職種発展の方向性に沿った職業育成訓練のカリキュラムを作成し、効率的な職業訓練モデルに関する経験を共有する。

- 職業育成訓練のための施設開発：職業訓練学校・センターのため施設を建設し、機材・設備を提供する。

- 専門家及び優秀な専門教師を提供する。

- 社会的弱者、障害者、少数民族、移住民労働者のための雇用創出と結びつく職業訓練を行う。

d) 農林漁業及び農村開発

- ハイテク農業、有機農業、グリーン農業の発展を支援する。

- 農林漁業激励ネットワークを発展し、農林漁業幹部を対象に育成、研修、知識・経験の共有を行う。

- 水産物の養殖、漁獲を支援し、沿岸水産物資源管理、環境保護、感染症防止におけるコミュニティの参加を強化する。

- 農村インフラ：灌漑施設、ポンプ場、村落間道路、浄水場、トイレなどの生産インフラを開発する。

- 新型農村を開発する。地場産業、手工芸品、小規模生産・サービスを発展する。非農業収入の増加により経済構造変更を促進する。農産物の出荷を支援する。

- 動植物の疫病を防止、制御する。

- 農林漁業及び農村開発に関する科学研究を行う。気候変動に適応する家畜と作物生産の研究、応用を支援する。

d) 社会問題への対処

- 恵まれない子どもたち（孤児、障害児、頼る人がいない子ども）を育成、支援する。

- 高齢者、障害者、困難な状況にある人々への支援を行う。

- 遠隔地、農村部、少数民族地域および災害に脆弱な地域で、生活困難な人々のために住宅を建てる。

- 高齢者、生活困難な人、弱者を世話する社会保障施設に設備、機器、人材、資金を支援する。

- 家庭内暴力や女性と子どもの人身売買、性的暴行を防止し、被害者の社会復帰を支援する。男女平等の意識を宣伝、向上する。

- 交通事故や災害による事故について宣伝、防止、減少する。

- 環境、気候変化対応、自然災害防止・減少及び緊急救助

- 生活環境や自然環境を保護・改善し、野生動物と生物多様性を保全し、気候変動の影響を対処・削減する。持続可能な自然資源管理の支援プロジェクトを実施する。

- 自然災害を防止・軽減し、森林（マングローブと防波林を含む）を植林・保護する。早期警戒システムや洪水対応住宅を建設し、災害対応スキルを育成するなど。

- 土地、水、空気、森林資源の効率的かつ持続可能な利用、気候変動への適応、グリーンテクノロジーの開発。

- 気候変動、環境保護に関するコミュニティの意識を高め、野生動物の売買、屋における飼育、殺害を防止する。

- 家畜飼育による環境汚染処理のモデルの開発を支援する。集中廃棄物処理場と農村部の家庭廃棄物処理モデルの構築を支援する。

- コミュニティにより気候変動対応能力向上のモデルを支援し、気候変動に適応する生計モデルを構築する。

- 自然災害時の緊急救助を行い、インフラストラクチャの再建、生産復旧を行う。

- 放射能・核放射線の漏れ、有毒化学物質の拡散などの事故の防止、対処を支援する。

f) 戦争爪痕克服

- 戦後残留の不発弾、有害化学物質を処理する。

- 爆弾、地雷、不発弾、有害化学物質に関するデータベースシステムの開発を支援する。

- 爆弾、地雷による被害予防を教育する。

- 枯葉剤/ダイオチン中毒被害者や爆弾・地雷・爆発物の被害者を援助する。

- 不発弾、残留有害化学物質に汚染された地域における経済社会開発と再定住を支援する。

g) 文化、スポーツ、観光

- 歴史・文化遺跡、無形文化、民俗文化、少数民族の伝統文化の価値を保存、研究、発揮することを支援する。

- 全国民のスポーツ運動や学校の体育体操を強化・発展し、コーチ、選手の育成を支援し、困難な地域・遠隔地・山岳地帯に於けるコミュニティスポーツ、障害者スポーツへの設備装備の提供を支援する。

- 持続可能な観光、グリーンツーリズム、農業観光、共同体観光の発展を支援します。

2. 地域優先方向性：貧しい省や山岳地帯の省、少数民族の居住地域を優先する外国 NGO 援助に地域方向性を付ける。具体的な優先内容は、各地域の実情をベースに決定される。

a) 農村部

- 2018-2022 年貧困郡、貧困脱出郡のリストの承認に関する 2018 年 3 月 7 日付 275/QD-TTg 号首相決定に基づいて貧困郡を支援し、新規貧困基準に関する 2015 年 11 月 19 日付け 59/QD-TTg 号首相決定に定められた基準による貧困削減支援プロジェクトを実施する。

- 少数民族居住地域の経済社会発展を支援する。

- 職業を育成訓練する。手工芸品産業を開発する。雇用と非農業収入を創出する。小規模財政プログラムを支援する。手工芸品の協同組合、協同グループを支援する。

- 農林漁業の発展を激励する。灌漑施設、ポンプ場、村落間道路などの生産インフラ開発を支援する。総合的な農村開発モデルを構築する。それぞれ地域の特徴、利点を発揮させる地域による農村を開発する。新型農村開発モデルを補充する。

- 医療幹部を育成する。経験共有、手法・業務交換により医療幹部訓練校を支援する。中央病院、地方省レベルの病院、郡レベルの医療センター、村レベルの診療所における機材や施設を改善・建設・供給し、医療インフラを開発する。水道供給、環境衛生改善。

- HIV/AIDS を防止する。HIV/AIDS 患者を支援、治療する。麻薬による被害を防止、削減する。麻薬の危険性の宣伝を行う。安全な避妊法利用を宣伝する。家族計画、出産制限、人口意識の宣伝、向上、産婦健康の世話など人口活動を支援する。

- 各学級の教師を育成し、遠隔地・少数民族居住地域の幼稚園・小・中学校の教師の育成を優先する。教育インフラを整備し、小学校・中学校とその分校、保育園、幼稚園、少数民族向け合宿学校とその宿泊施設を補強建設する。

- 生活困難な人を支援する（孤児、頼る人がいない子ども、障害者、高齢者等）。

- 戦後爪痕克服（不発弾処理、定着農業・再定住の促進、爆弾・地雷・不発弾の危険性に対する意識向上、戦争被害者・枯葉剤被害者を支援する）。

- 環境の保護、改善（森とマングローブの植林、保護）。野生動物及び生物多様性を保存する。文化遺産を保全する。気候変動の影響に対応する。

- 自然災害の影響をコミュニティにより防止、減少するモデルを開発する。

b) 都市部

- 雇用創出と結びついた職業訓練を行う。

- 手工芸品産業を発展する。中小企業の発展を支援する。

- ヘルスケア。専門医療施設及び社会サービス提供の医療施設を支援する。医療

- 生活困難な人（孤児、頼る人がいない子ども、障害者、高齢者等）、性暴行被害者、人身売買された人、家庭暴力被害者、移住労働者、移民、再定住者などを支援する。

- HIV/AIDS、麻薬、売春を防止する。

- 環境と都市交通を保護、改善する。

第2部

実施及び実施機関

I. 実施方法

1. 外国 NGO 事業や外国 NGO、他の外国開発パートナーとの協力強化の意味に関する当局、団体、国民の意識を理解、向上させる。

2. 外国 NGO 及び他の外国パートナーがベトナムにおけるプログラムとプロジェクトを効果的に実施するために法律整備、行政手続き改革を行い、有利な環境を提供する。

3. 外国 NGO、他のパートナーとの関係及び外国 NGO 援助の誘致、管理に関する情報の普及、共有を強化する。

a) 外国 NGO と他のドナーがベトナム関係法令を遵守するよう党、政府の路線・政策やベトナム法律を宣伝・理解させる。

b) 中央省庁、地方公共団体、関係機関は、外国 NGO と他のドナーの情報やそのプロジェクト、プログラム、援助額の受入れ・展開やベトナムにおける外国 NGO の活動管理業務に関する情報を外国 NGO 事業委員会と共有し相互協調を強化すべき。

c) 協力関係状況やベトナム機関、組織、各地方が誘致したい援助額やベトナム向けの外国 NGO、ドナーのプログラム、プロジェクト、援助金を迅速かつ正確な検索の要求を満たすために包括的かつ相互リンクのデータベースを整備する。

4. 外国 NGO 援助を目指して、協力対象と誘致様式を多様化・革新する。

a) 外国 NGO 援助促進及び協力関係の構築・維持において機関、組織、地方の自主性を強化する。

b) ベトナム向けのプログラム、プロジェクト、援助金を誘致するために、外国 NGO とドナーの多国間国際協力機構に参加することを強化する。

c) 外国 NGO、ドナーとの引き合い、助力、関係構築において専門家、学者、有名な社会活動家、ベトナム・外国人実業家のネットワークを設定する自主性を強化する。外国 NGO 援助促進、利用についての経験交換と情報共有を国内外で行う。

d) ベトナムにおける外国 NGO に勤めるベトナム人ネットワークを構築する。情報共有、経験交換を行い、外国 NGO の長期活動プログラム立案及びベトナムにおける実用的かつ効果的なプログラム、プロジェクトの展開にコンサルティングを提供するためである。

5. 外国 NGO 援助利用の効果を向上させようとする監査、検査、監督、評価の業務を強化する。

- a) 監査、検査、監督の品質を向上させる。
- b) コミュニティの監督参与を強化する。
- c) 外国 NGO のプログラム、プロジェクト、援助額の公開性、透明性を実現する。

6. 機関、組織、個人の外国 NGO 事業能力向上

a) ベトナム友好協会連合の外国 NGO 担当部門の専門能力を養成・向上し、委ねられた任務の要求を満たす。

b) 外国 NGO 事業に関わる中央から地方までの機関、組織、幹部に対し、政治品格、専門能力及び外国 NGO 援助利用のプログラム・プロジェクトの誘致・展開スキルを育成・研修・向上することを強化する。

III. 実施機関

1. 外国 NGO 事業委員会

- a) プログラムの実施を促す。
- b) 新たな状況と任務の要求が生じた場合、外国 NGO 援助促進の方向性の内容を調整するよう首相に報告・提案する。

2. ベトナム友好協会連合は窓口として以下の業務を担当する。

- a) 規定通りの外国 NGO と関係、援助促進
- b) 外国 NGO 援助促進及び協力に関する情報を把握・収集し、中央及び地方の機関・組織との共有をする。
- c) 外国 NGO のベトナムとの援助協力関係において、党の路線、政策やベトナム法律に従って外国 NGO その他パートナーに案内する。
- d) 各機関、組織、地方に対し、外国 NGO の援助促進及び外国 NGO その他ドナーの援助によるプログラム・プロジェクトの実施に関する知識とスキルを育成、訓練する。

3. 各省庁、省レベル機関、政府機関、省及び中央直轄市の人民委員会は、本国家プログラムの規定に基づいて以下の業務を果たす。

- a) 本プログラムを展開するために、自分の当てられた管理機能、任務との符合を基に、業務の具体化を行う。
- b) 法律規定を見直し、権限ある機関に提案し、関係法的文書を作成、修正、補足する。
- c) 外国 NGO 援助使用のプログラム・プロジェクトの実施を監査、検査する。

d) 本国家プログラムの実施において、外国 NGO 事業委員会との協調、支援をする。

4. 本国家プログラムの実施にかかる経費は、国家予算及び国内外の合法的な寄付金から割り当てられる。各省庁、部門、省及び中央直轄市の人民委員会、ベトナム友好協会連合は、委ねられた任務と予算法の規定に従って年度予算案を作成し、権限当局に提出し、承認を得る。

首相代理
副首相

ファム・ビン・ミン